

岡山大学附属図書館学外者館外帯出に関する利用要領

平成 16 年 4 月 1 日
館 長 裁 定

改正 平成 21 年 3 月 11 日
平成 22 年 3 月 31 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 29 年 6 月 13 日
令和 2 年 12 月 2 日

第 1 条 岡山大学附属図書館利用内規（以下「内規」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、岡山大学附属図書館（以下「図書館」という。）における学外者の館外帯出に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 この要領における学外者とは、次の者をいう。

- 一 18 歳以上の者（高校生を除く。）で、自身が直接来館して貸出返却手続きできる者
- 二 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者

第 3 条 学外者は、本学の教育・研究に支障のない範囲において、館長の許可を受けて、中央図書館及び鹿田分館が所蔵する資料の館外帯出ができるものとする。但し、次の各号に掲げる資料については、許可しない。

- 一 貴重書及び特殊文庫資料
- 二 参考図書
- 三 逐次刊行物
- 四 視聴覚資料
- 五 その他館長が適当でないと認めた資料

第 4 条 館外帯出を希望する者は、所定の利用願に必要書類を添えて帯出許可を受けなければならない。

2 帯出許可証の有効期限は、発行日の 1 年後の同月末までとする。

3 学外者は、館外帯出に当たっては帯出許可証を提示し、また、図書館員が求めたときはいつでもこれを提示しなければならない。

第 5 条 館外帯出の期間及び冊数は、別表のとおりとする。

第 6 条 館長は、試験期間中は館外帯出を禁止することができる。

第 7 条 館外帯出の許可を受けたものが期限内に返却しなかったときは、期限を超過した期間に相当する期間館外帯出を許可しない。

第 8 条 館長は、館外帯出者が期限を超過して返却せず図書館員の督促に応じないときは、当該学外者の利用を停止することができる。

第 9 条 学外者は、図書館を利用するにあたり、本要領のほか、内規及び岡山大学附属図書館中央図書館利用要項並びに館長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 2 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	冊数	貸出期間
中央図書館	5 冊以内	14 日以内
鹿田分館	2 冊以内	14 日以内
資源植物科学研究所分館	原則として館外帯出不可	